入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

2024 年 3 月 4 日

阪神高速技術株式会社
代表取締役社長　加賀山　泰一

記

1　工事概要

(1)　工事名　　土木維持工事(2024-三宝)

(2)　工事場所　　阪神高速道路　4 号湾岸線（湾 P145 以南）
及び上記に関連する一般街路等

(3)　工事内容
本工事は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）から阪神高速技術株式会社（以下「当社」という。）が受託している阪神高速道路の維持管理において、土木構造物の機能を維持し良好な状態を保つために維持管理工事を行うものである。

(4)　工事期間　　2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで
（準備期間は、契約締結日の翌日から 2024 年 6 月 30 日までとする。）

(5)　工事概算数量
土木維持工事・・・1 式
簡易補修工（鋼材費、製作費、工場塗装費、共通材料費、施工費）１式、
伸縮継手補修工１式、ガードレール補修工１式、遮音壁補修工１式
舗装補修工１式、区画線補修工１式、塗装補修工１式、排水管補修工１式、
コンクリート表面保護工１式、床版補修工１式、貼紙防止工１式、
防鳩工１式、危険防止ネット工１式、止水工１式、標識補修工１式、
立入防止柵補修工１式、鋼構造物補修工１式、トンネル補修工１式、
仮設備工（橋梁足場設置工、運搬費、保安施設費）１式、
点検工１式、緑地維持工１式

(6)　本工事は、競争参加資格審査申請書及び企業・配置予定技術者の能力等について審

査する資料等（以下「申請書等」という。）の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札予定者を決定する総合評価方式の工事である。また、施工実績等により施工内容を確実に実現できるかどうかについて確認し、評価を行う施工能力確認型の試行工事である。

(7)　本工事は、入札により落札予定者を決定し、入札後に落札予定者と当社が、合理的な範囲で単価の見直しの協議を行い、価格の合意に至った場合に落札予定者を落札者とし、落札価格を決定する価格協議方式の単価契約工事である。

(8)　本工事は、入札時に入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。

(9)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(10)　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置する試行対象工事である。

(11)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行対象工事である。

(12)　本工事は、阪神高速の土木工事共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続を情報通信の技術を利用する方法により行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の対象工事である。

(13)　本工事は、品質確保の観点から調査基準価格を設定する低入札価格調査対象工事である。

(14)　本工事は、本工事期間終了後も実施する予定である。次期工事の実施に当たっては、当社が行う本工事に対する評価を勘案し、本工事の実施者と次年度以降 2 回を限度とし、引続き契約をする場合がある。ただし、工事対象範囲については、変更する場合がある。

2　競争参加資格

(1)　本工事に係る競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）は、次のいずれかに該当しない者であること。

①　制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）

②　破産者で復権を得ない者

③　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他の法令の規定により許可等を必要とす

る営業である場合において、その許可等を有しない者

④　次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後２年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（当社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑤　④に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

⑥　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑦　申請書等（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

⑧　法令の規定に違反して営業を行った者

(2)　一般競争参加資格の認定

開札時に、阪神高速における「維持修繕」に係る 2023・2024 年度（令和５・６年度）一般競争参加資格の認定を受けていること。なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3)　会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　企業の形態

単体企業であること。

(5)　地域要件

近畿２府４県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。なお、建設業法上の営業所が申請

書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

(6)　同種又は類似工事の施工実績

2008 年度以降に、当社から直接工事を請け負った者又は元請けとして、完成・引渡しが完了した以下に示す同種又は類似工事のいずれかの施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。以下、単に「施工実績」という。）を有すること。ただし、当社又は阪神高速が発注した工事にあっては、工事成績評定（評価）点が 65 点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人、地方道路公社及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 50 条に定める自動車道事業者等（以下「他の機関」という。）が発注した工事にあっては、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

①　「同種工事」とは、自動車専用道路で交通規制（車線規制）を伴う土木構造物の維持修繕工事であること。

②　「類似工事」とは、片側 2 車線以上の平面街路で交通規制（車線規制）を伴う土木構造物の維持修繕工事であること。

(7)　品質確保体制

品質確保のための体制その他の施工体制の確保が適切であり、過去 5 年度（2018 年度から 2022 年度まで）及び今年度（2023 年度）において、(6)の競争参加資格としての施工実績とは別に、(6)と同等の施工実績（以下「競争参加資格以外に求める施工実績」という。）を有していること。なお、競争参加資格以外に求める施工実績は、任意項目のため、提出がない場合も競争参加資格は認められるものとする。ただし、競争参加資格以外に求める施工実績がない場合は、品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書により施工内容を確実に実現できることが確認できる者であること。

(8)　工事成績評定（評価）点

当社及び阪神高速の発注工事のうち、過去 2 年度（2021 年度及び 2022 年度）に完成し、引渡した実績がある場合は、当該年度における工事成績評定（評価）点の平均が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

(9)　配置予定技術者

建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者（主任技術者の資格要件は、建設工事の種類を「土木工事業」とする。）を本工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、準備期間を除く期間とし、専任の主任技術者にあっては、競

争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。直接的な雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって競争参加者との雇用関係が確認できること、また、恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいい、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。

(10) 産業廃棄物収集運搬業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第１項に規定する産業廃棄物収集運搬業の大阪府及び兵庫県知事許可を受けていること。ただし、許可申請中の場合は、手続き中である旨が確認できる資料の写しを提出すること。産業廃棄物の種類は廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶器くず、がれき類とし、積替え・保管は問わない（ただし、政令市の区域内で積替え・保管を行う場合は、政令市の許可を受けていること。）。

(11) 取引停止処分・競争参加停止措置

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当社の取引停止処分及び阪神高速の競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(12) 暴力団等排除措置

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、阪神高速技術株式会社暴力団等排除措置要領に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同要領別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(13) 競争参加者間の資本・人的関係

他の競争参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　品質確保体制確認書の履行に関する事項

上記２－(7)の競争参加資格以外に求める施工実績又は品質確保体制確認書に品質確保のための体制について記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。なお、工事中及び工事完成後に品質確保のための体制について記載した内容に対する履行状況を確認し、特に悪質と認められる場合は、契約違反として取扱う場合がある。

4　総合評価方式に関する事項

本工事の総合評価方式は、以下の方法により落札予定者を決定する方式である。

(1)　総合評価の方法

①　技術評価点は、上記２の「競争参加資格」として求める施工実績等による企業の施工能力等の評価に応じた点数及び「競争参加資格以外」に求める施工実績等による企業の施工能力の評価に応じた点数として最大 21.5 点、また、品質確保のための体制の評価に応じた点数として最大 20 点とする。以下にその概要を示すが、具体的な技術的要件及び評価に関する基準等については、入札説明書を参照すること。

評価項目

各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。

イ 企業・配置予定技術者の能力等

1)　企業の施工能力

2)　配置予定技術者の能力

3)　競争参加資格以外に求める企業の施工能力

ロ 品質確保のための体制（品質確保体制評価点）

②　価格評価点は、入札価格を一定のルールに沿って算出した点数とする。

③　①の方法による技術評価点と②の方法により算出した価格評価点を合計した数値を総合評価点（以下「評価値」という。）とする。

(2)　落札予定者の決定

競争参加者は、価格をもって入札し、次の条件を満たす者のうち、提出された申請書等の施工実績等に基づき(1)の総合評価の方法により得られた評価値の最も高い者を落札予定者とする。

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。

②　申請書等が適正であること。

ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、有効な入札を行った他の者のうち評価値が最も高い者を落札予定者とすることがある。

なお、落札予定者となるべき者の入札価格が当社の定める調査基準価格を下回る場合は、入札説明書等に示す調査を行うものとする。

(3)　複数者によるくじ引き

(2)において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

5　価格協議方式に関する事項

本工事の価格協議方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

(1)　落札者の決定

上記４により落札予定者が定まった場合、落札予定者から提出された入札価格に対応する工事費内訳書を用いて落札予定者と合理的な範囲で当該工事費内訳書の各単価について見直しの協議（以下「価格協議」という。）を行うものとする。なお、提出された工事費内訳書の単価について、当社と落札予定者との間に契約上の条件に理解の齟齬が認められる場合は、内容を確認のうえ入札価格を変更することなく単価を修正することができるものとする。価格協議の結果、落札予定者の合意を得て、全ての単価の見直しが完了した場合は、入札価格に関わらず、価格協議後の単価に予定数量を乗じて得た総額の価格をもって申込みがあったものとして、落札者を決定する。

詳細については、下記６－(2)で交付する「価格協議方式に係る事項について」を参照すること。

(2)　契約単価　　価格協議において合意した単価表記載の単価とする。

6　入札手続等

(1)　担当部署（申請書等提出先）

〒550-0005
大阪市西区西本町１丁目４番１号　オリックス本町ビル 12 階
阪神高速技術株式会社　総務部　財務課
電話　06-6110-7281
FAX　06-6110-7201

(2)　交付図書の交付期間及び方法等

①　交付期間　　2024 年３月４日（月）から 2024 年３月 21 日（木）まで

②　交付方法　　下記サイトより、本工事に係る入札説明書、契約書案、工事請負等入札要領、現場説明書、金額を記載しない設計書、仕様書、図面等（以下「交付図書」という。）を競争参加者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、CD-R 等により交付するので、事前に(1)の担当部署（申請書等提出先）へ申し出ること。

阪神高速技術株式会社ホームページ（入札契約情報>>入札公告）
https://www.hex-eng.co.jp/contract/index.html

③　交付図書のダウンロード手順　　②のサイトにて、本工事の交付図書のダウンロ

ード手続きへ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロードの有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3)　申請書等の提出期間、場所及び方法等

①　提出期間　　2024年3月4日（月）から2024年3月25日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く、午前10時00分から午前12時00分まで又は午後1時00分から午後4時00分までの間。）。ただし、郵送（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者による信書便に限る。以下同じ。）により提出する場合は、提出期限日までに必着させること。

②　提出場所　　(1)に同じ。

③　提出方法　　交付図書に基づき申請書等を作成し、書面（正1部）及び申請書等を書込みした電子媒体（CD-R1枚）を持参又は郵送により提出するものとし、電送又は電子メール等によるものは受け付けない。また、競争参加者の連絡先等を記載した書面（参加対象工事名、郵便番号、住所、会社名並びに担当窓口の部署、氏名、電話番号及びメールアドレス等を記載すること。様式は自由とする。）を併せて提出すること。

④　受付確認　　持参による場合は、受付時に記載又は添付漏れ等がないか社員の確認を受けること。また、後日社員が確認のうえ、電話等による問合せを行う場合がある。

(4)　入札執行の日時及び場所等

①　入札日時　　2024年5月15日（水）　　（時間は、別途通知する。）

②　入札場所　　阪神高速技術株式会社　会議室
大阪市西区西本町1丁目4番1号　オリックス本町ビル11階

③　入札方式　　入札は紙入札方式による。なお、当社の都合により郵送による入札を行う場合がある。郵送による入札を行う場合は、入札に参加する全ての者に事前に別途その旨（入札手続方法等を含む。）を通知するものとする。その他の場合は、郵送及び電送による入札は受け付けない。

(5)　入札時に要求される事項

競争参加者は、(3)に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、後日当社より有資格者に郵送する参加資格認定通知書の写しを(4)に定める入札執行の時に持参しなければならない。また、提出のあった申請書等の内容に関し、当社から照会があった場合には説明しなけれ

ばならない。

(6)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。また、入札時に提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

7　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金　　入札保証金及び契約保証金は、免除する。

(3)　ヒアリング

申請書等についてヒアリングを実施する必要がある場合は、実施日時及び場所等を別途通知する。ヒアリングには、申請書等の内容を理解し説明できる者が参加すること。

(4)　落札決定後に違反等が確認されたときの対応

落札者決定後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や配置予定技術者の専任制違反（監理技術者精度運用マニュアル（令和 2 年 9 月 30 日国不建第 130 号）三（２）の専任を要しない期間を除く。ただし、専任を要しない期間については、交付図書又は打合せ記録等の書面により明確にされた期間であることとし、本工事の工程等に影響を及ぼすことがあってはならない。以下同じ。）の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。また、他の機関の工事を含めた他の工事と重複しているにもかかわらず入札し、専任制違反により契約を締結できなかった場合は、取引停止処分等の措置を行うことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、提出期限日以降の申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

(5)　調査基準価格未満の契約

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、調査の結果、当社が必要と認める場合には、参加要件としての配置予定技術者及び現場代理人とは別に、上記２－(9)に定める要件と同一の要件を満たす専任の技術者を追加配置しなければならない。

(6)　契約書作成の要否　　要（本工事は、電子契約を推奨する。）

(7)　手続における交渉の有無　　無

(8)　詳細は、交付図書による。

以上